

令和8（2026）年度 日本赤十字看護大学 公的研究費不正防止計画

ガイドライン項目	不正を発生させるとされる要因	具体的内容
第1節 機関内の責任体系の明確化	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない状態	①最高管理責任者（学長）のリーダーシップの下、大学ウェブサイトに公表している本学の責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。
	監事に求められる役割が不明確	①監事は、不正防止に関する内部統制と整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。 ②監事は、特にモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費が公的研究費であることや適正執行への意識が希薄	①全ての構成員（教員、公的研究費に関わる研究員、大学院生、職員等）に対して、コンプライアンス教育を実施し、誓約書の提出を求める。 ②教育の内容は、職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定する。 ③「公的研究費の使用に関する行動規範」を周知する。
	学内ルールが不明確で、統一されたルールがない	①事務処理手続に関するルールを大学ウェブサイトやメール等を用いて全ての構成員に周知する。 ②公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。
	職務権限が不明確	①事務処理に関する構成員の権限と責任について周知し、職務権限に応じた明確な決裁手続を行う。 ②業務の分担の実態と「組織分掌規程」の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
	不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	①「公的研究費の不正使用発生時の対応フロー図」（第三者機関告発通報窓口を含む）を大学ウェブサイトを用いて周知する。 ②「公的研究費の不正に係る調査等に関する取扱規程」の運用については、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正防止計画に関する啓発活動の不足	①コンプライアンス推進責任者（学部長・研究科長等）は、定期的に啓発活動を実施し、構成員の意識の向上と浸透を図る。 ②不正防止計画推進部署（不正防止委員会）は、統括管理責任者とともに、大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。
	不正発生要因を把握したうえでの不正防止計画が未策定	①不正防止計画推進部署（不正防止委員会）は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因を把握し、大学全体の状況を体系的に整理し評価する。 ②不正発生リスクに応じた不正防止計画を策定するために、不正防止計画推進部署（不正防止委員会）は、内部監査部門（総務課）、公的研究費事務取扱部署（経理課・企画課）と連携を取り、不正発生要因についての情報共有に努める。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	研究費の適正な執行について、第三者からのチェックがなされる仕組みが未整備	①予算執行状況の把握・検証、業者の適切な管理・監督、適正な物品・役務の発注・検収、特殊な役務の検収、換金性の高い物品の管理、研究者の出張計画の把握を行う。 ②発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるように努める。 ③一定の取引実績や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。 ④非常勤職員の勤務状況確認等の雇用管理については、人事部門（総務課）が実施する。 ⑤研究費の執行に関する書類やデータ等は適切な期間保存し、後日の検証に耐えられるように適正に管理する。
第5節 情報発信・共有化の推進	公的研究費のルールや相談窓口に関する情報が認知されていない	①公的研究費の使用ルール・相談窓口、不正防止への取組方針の最新情報は、大学ウェブサイトで公表していることを周知する。 ②公的研究費の使用ルールは、本学の科学研究費助成事業執行マニュアル等で研究者等に周知を徹底する。
第6節 モニタリングの在り方	内部監査の形骸化	①内部監査マニュアルのチェックシートに基づき、内部監査部門（総務課）は、出張旅費、雇用・謝金、物品、特殊な役務等についてヒアリングによるリスクアプローチ監査を実施する。 ②内部監査部門（総務課）は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行う。